

ゲート

・駐車場の出入り口にカーゲートを設置します。入口で駐車券を取るとゲートバーが上がり入場できます。料金を精算するとゲートバーが上がり入場できます。利用時間の設定 (制限も可能です)。

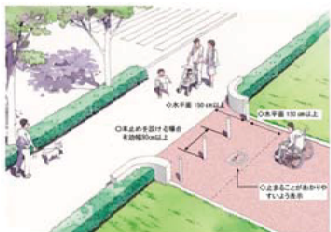


※ゲート式駐車場イメージ (写真: 蔵本公園)

歩行者進入路

・歩行者進入路は、高齢者、障害者等が通過しやすいように段差を設けず、十分な幅を確保します。  
・歩行者進入路は他の動線と交差するなど危険性が高い場所であるため、水平面の確保により車いす使用者の安全性の確保に努めます。

(右図参照)



※出典: 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (改訂版)

凡例	区分	園路の機能	幅員	断面	参考資料
→ (pink dashed)	エントランス園路	エントランスの幅員は、多目的・運動広場利用時には人の流れが多くなるため、幅員15mを確保します。	多目的・運動広場利用時には人の流れが多くなるため、幅員15mを確保します。	※1 断面図: エントランス 15.0m	※1 取扱い 幅員 広帯的な扱い 15m以上 来園者とトラックが2台がすれ違える。 10~12m 来園者とトラックが1台がすれ違える。 5~6m ※2 管理用トラックが入る。 3m ※3 2人歩き 1.5~2m 1人歩き 0.8~1m 車いす使用者対応 0.8m以上~1.8m以上 並木ベルト 2m以上 小並木ベルト 0.9m以上 街路並木の植込み 長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m
→ (blue dashed)	園路-1	公園外周を回遊できる動線であり、ジョギング、散策の他に管理道を兼ねる。	管理車両を考慮して幅員3mを確保します。	※3 断面図: 多目的・運動広場 3.0m	※4 2人歩き 1.5~2m 1人歩き 0.8~1m 車いす使用者対応 0.8m以上~1.8m以上 並木ベルト 2m以上 小並木ベルト 0.9m以上 街路並木の植込み 長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m
→ (green dashed)	園路-2	公園を回遊や散策ができる動線となる。	幅員2.0mを確保します。	※4 断面図: 多目的・運動広場 2.0m	※4 2人歩き 1.5~2m 1人歩き 0.8~1m 車いす使用者対応 0.8m以上~1.8m以上 並木ベルト 2m以上 小並木ベルト 0.9m以上 街路並木の植込み 長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m
→ (green solid)	管理用進入口	多目的・運動広場の管理用進入路やイベント時の入口となる。	南側管理用進入口は幅員5mを確保します。北側管理用進入口は、3mを確保します。	※2 (南側)、※3 (北側) 断面図: 5.0m (南側)、3.0m (北側)	※4 2人歩き 1.5~2m 1人歩き 0.8~1m 車いす使用者対応 0.8m以上~1.8m以上 並木ベルト 2m以上 小並木ベルト 0.9m以上 街路並木の植込み 長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m
→ (red dashed)	階段	高台広場や管理棟へのショートカット階段となる。	2人歩きの幅員2m確保します。	※4 断面図: 階段 1:3, 18.4°	※4 2人歩き 1.5~2m 1人歩き 0.8~1m 車いす使用者対応 0.8m以上~1.8m以上 並木ベルト 2m以上 小並木ベルト 0.9m以上 街路並木の植込み 長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m
→ (red solid)	車両進入路	公園の駐車場に至る車両進入路となる。	2車線として幅員5.5m以上を確保します。	※5 断面図: エントランス 5.5m~	※出典 都市公園技術標準解説書 (平成28年度版) 大型緊急車両1台又は小型緊急車両1台と歩行者又はある程度の避難者が通行可能な園路・・・概ね3~4m ※6
→ (orange dashed)	高台坂路	津波発生時に消防車両が高台広場に集結できるアクセス路となる。	大型緊急車両2台を考慮して、幅員4mを確保します。	※6 断面図: 芝生広場 4.0m	※出典 防災公園の計画・設計に関するガイドライン

参考

車道	① 1車線 3m以上、2車線 5.5m以上の幅員 ② 車線幅員に30km/hで30m、一般に40m/hで最小幅員に50m ③ 縦断勾配 11%以下 (→型道路 設計速度30km/h)、直線連続アスファルトは縦断勾配1%~2%、その他は1~5%以下 ④ 標準幅員 3.0m
自転車道	① 1車線 1m ② 車線幅員に14m以上 ③ 縦断勾配 5%以下 ④ 直線連続アスファルトは縦断勾配1%以下
歩道	① 車いす使用者が通行する際に障害とならぬ段差を設けず、やむを得ない場合に傾斜面を設ける。 ② 道路の縦断勾配は5%以下とする。ただし、やむを得ない場合に傾斜面を5%以下の傾斜率を設けようとする。 ③ 標準幅員に原則1%以下とする。

注) 車いす使用者に対応する道路幅員は以下の通りである。  
1. 車いす使用者が通行しやすい幅員は1.80m  
2. 車いす使用者が通行できる幅員は1.50m  
3. 車いす使用者と人がすれ違える幅員は1.20m  
4. 車いす使用者が通過し易い幅員は0.90m (最小幅員0.80m)